

● 私たちにできることは？

ハンセン病に関するだけでなく、私たちの社会には様々な偏見や差別があります。二度と同じ過ちを繰り返さないために、私たちに何ができるのでしょうか。

【正しい知識を身に付け、理解すること】

それが偏見や差別を社会からなくしていく最初の一步になるはず。一人ひとりが人権を尊重し、思いやりの気持ちで、元患者であった方々やその家族への温かい支援の輪を広げていくことです。そして、人が人として生きる権利について、改めて考えてみましょう。



秋田県とハンセン病

みなさんは、秋田県のシンボルマーク「県章」の作者をご存じでしょうか？

制定 昭和34年(1959年)11月3日 秋田県告示第380号
作者 潮 美鶴氏(故人)
作者の言葉 「アキタの“ア”を図案化し、秋田県の地形を象り、文化、産業、歴史、観光に飛躍・発展する姿を表徴」

作者は、昭和34年当時、氏名を潮美鶴とし、住所は群馬県吾妻郡から応募されました。審査会は、応募資格が不明瞭であるとして、失格の場合も考慮して委員投票が行われたが、アイデアに重点を置き作品本位に選出した結果、潮氏の作品が入選とされました。県は再三にわたり、本人確認を試みましたが返信があったという記録は残っていません。また、知事伝達の授賞式にも出席することはありませんでした。以後半世紀近く作者の身元不明の状態が続いていたが、作者はハンセン病を患っており、群馬県の療養所に隔離された状態だったことが後に明らかとなりました。当時は、本名のみならず住所など全てを隠して「架空人物」として応募せざるを得なかった状態であったことが十二分に察することができます。作者は故郷を遠く離れた地で一生を終えました。

**ハンセン病についてもっと理解したいとき
近くに行く機会があったら、ぜひ立ち寄ってみてください。**

国立ハンセン病資料館

東京都東村山市青葉町4-1-13
TEL:042-396-2909

国立療養所多磨全生園にあります。ハンセン病に関する貴重な資料や写真が数多く展示されています。



重監房資料館

群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533
TEL:0279-88-1550

国立療養所栗生楽泉園にあります。ハンセン病患者の懲罰施設として使われた通称「重監房」を再現展示しています。



秋田県 健康福祉部 保健・疾病対策課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
電話:018-860-1424 FAX:018-860-3821

秋田県・秋田県人権啓発活動ネットワーク協議会

参考資料 厚生労働省「ハンセン病の向こう側」



ハンセン病を知っていますか？ ～秋田県とハンセン病～



家族と一緒に暮らすことができない…
実名を名乗ることができない…
結婚しても子どもを産むことが許されない…
一生療養所から出て生活することができない…
死んでも故郷のお墓に埋葬してもらえない…
家族は転居を繰り返さなければならない…

これらは、ハンセン病の患者であった方々とその家族が実際に受けた差別です。皆さん、想像できますか？なぜこのような生活を強いられたのでしょうか？

● ハンセン病はどんな病気？

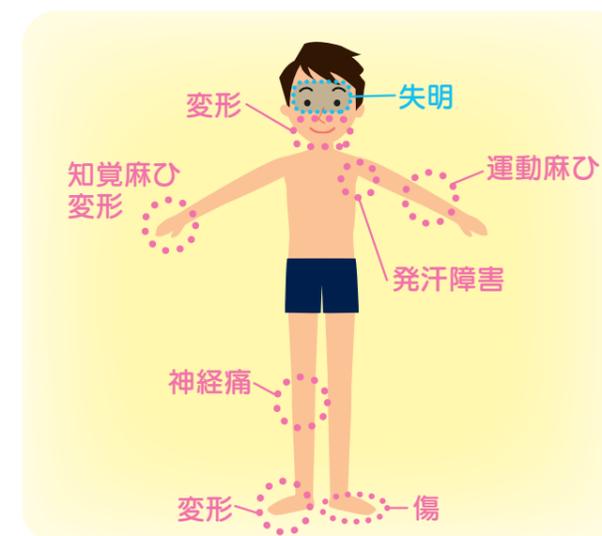
「らい菌」に感染することで起こる病気です。

発病すると手足などの末梢神経が麻痺し、痛みや熱さ冷たさを感じにくくなる、失明する、汗が出ないなどの症状が現れます。

顔や手足が変形する後遺症が残ることがあります。

かつて「らい病」と呼ばれて、差別や偏見の対象となってきた歴史がありました。現在は、「らい菌」を発見したノルウェーの医師ハンセン氏の名前をとって「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病の症状・後遺症



● 今でも病気になる？

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい菌です。

栄養状態や衛生事情が良くなかった時代には、ハンセン病にかかる場合がありましたが、現代の日本の衛生状態や医療状況、生活環境では、ハンセン病にかかることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2019年0名、2020年1名、2021年0人)

● ハンセン病は治る？

有効な薬が無い時代は「不治の病」と恐れられていましたが、治療に効果がある薬が開発されると、多くの患者が治るようになりました。現在療養所で過ごしている方のほとんどが治癒しています。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を受けることで、後遺症を残すことなく治るようになっていきます。

ハンセン病の回復者さんや家族はなぜ差別を受けたの？

世界では紀元前、日本では「日本書紀」等の書物に『らい』の記述があり、ハンセン病は昔から「不治の病」と考えられていました。

日本では明治40年に『癩(らい)予防二関スル件』を制定してから、平成8年に廃止されるまで約90年もハンセン病患者の強制収容(隔離政策)などが続きました。

各県では、ハンセン病患者をゼロにするため、「無らい県運動」のなののもとに、患者を見つけ出し、療養所へ送り込み、入所者数を競いました。

また、ハンセン病であることが分かると、患者の自宅に真っ白になるほど消毒剤がまかれました。そして、患者が人里離れた場所にある療養所へ送られていく光景が、人々にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けたのです。

これらの状況が、偏見や差別を助長していきました。



ハンセン病に関する主な法律の推移

明治40年 (1907年)	『癩(らい)予防二関スル件』制定 放浪する患者等が隔離の対象となる
昭和6年 (1931年)	『癩(らい)予防法』制定 全患者が隔離の対象となる
昭和23年 (1948年)	『優生保護法』制定 「不良な子孫の出生を防止する」などの目的で優生手術(断種)や人工妊娠中絶(墮胎)の対象となる
昭和28年 (1953年)	『らい予防法』制定 治療薬が登場したが、治安政策的な理由が優先され、患者の強制隔離や懲戒規定は残される
平成8年 (1996年)	『らい予防法の廃止に関する法律』制定 隔離政策の終了。厚生大臣が法の廃止が遅れた事を謝罪し、偏見是正に取り組むとした
平成8年 (1996年)	『優生保護法』が改正され『母体保護法』制定 優生手術(断種)に関する内容が削除される
平成20年 (2008年)	『ハンセン病問題の解決の促進に関する法律』制定 療養所施設を地域開放するなど、入所者の社会復帰を後押しする内容が盛り込まれる
令和元年 (2019年)	『ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律』制定 対象となるハンセン病元患者の家族に補償金が支給されることとなった

ハンセン病の回復者さんや家族はどんな差別を受けたの？

◆実際にハンセン病患者さんや家族が受けた差別・偏見◆

- ◆親がハンセン病であるため、小学校に入学できない。
- ◆家族にハンセン病患者がいると迷惑がかかるので、本名や戸籍を捨てた。
- ◆療養所では患者が他の患者の看護や介護など労働を強いられた。
- ◆入所者同士の結婚は許されたが、子どもを産めないように手術を受けるのが条件。
- ◆療養所から退所できても、社会の偏見や差別で生活することができない。
- ◆家族から帰宅を拒否され、たとえ死んでも故郷のお墓に埋葬してもらえない。
- ◆患者の家族も地域や社会から差別され、転居を繰り返さなければならない。
- ◆既に病気が治っているにも関わらず、宿泊施設で利用を拒否される。

これらの一部は、現在でも行われている差別なのです。

ハンセン病は治るようになったのに、なぜ療養所で生活しているの？

治療薬の開発により、適切な治療を受けることで治る病気ですが、高齢や後遺症で介護を必要とするため療養所の外へ出て生活することが困難な方や、根強く残る偏見や差別から外へ出ることへ不安を感じていることから現在も療養所で生活されています。

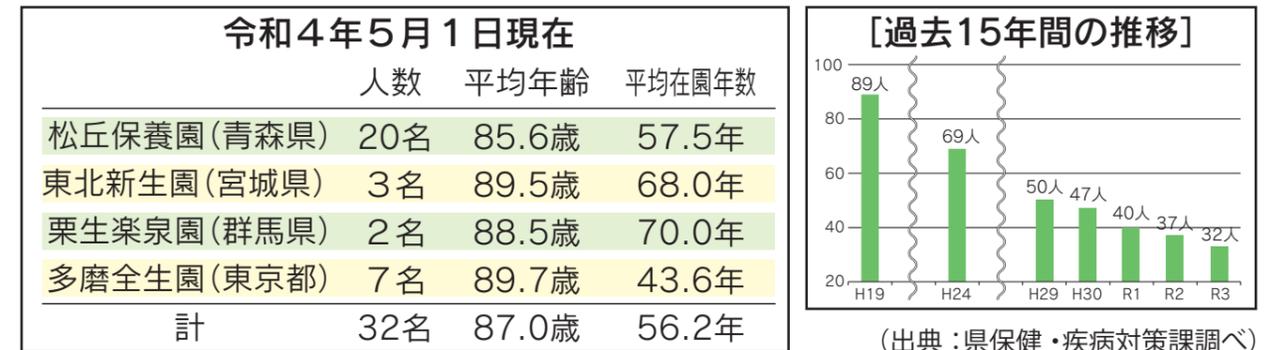
高齢や後遺症、周囲の偏見を乗り越え療養所を退所し社会復帰をした方もいますが、その数は決して多くはありません。

療養所で生活している方はどのくらいいるの？

ハンセン病療養所は全国に国立・私立あわせて14か所あり、入所している方は令和4年5月1日現在、927名いらっしゃいます。

入所している方の平均年齢は87.6歳です。新規に入所する方はほとんどいらっしゃらないため、高齢化の傾向にあります。

ハンセン病療養所に入所されている秋田県出身の方について



今は療養所でどのように暮らしているの？

療養所には、医療施設、居住施設の他、宗教施設(お寺や教会)、郵便局、売店などもあります。畑で野菜を作ったり、車で出かけたり、後遺症の治療を行いながら、和歌や絵画など、創作活動をしている方もいらっしゃいます。

介護が必要な高齢の方も多くなっており、療養所の職員が生活の手助けをしています。秋田を離れて長い年月が経った方々ですが、「テレビや新聞で秋田の話を見聞きしているよ。」とお話され、秋田での暮らしに思いを寄せられています。

秋田県では、療養所で暮らしている本県出身の方々を訪問し、日々の状況をお伺いしたり、現在の秋田の情報をお伝えする「訪問事業」などを実施し、遠く離れたふるさとを少しでも身近に感じていただく取組を行っています。



多磨全生園内にある永代(ながよ)神社

生涯を療養所の中で終えると思わざるを得なくなった時代、入所者が技術を持ち寄って建設したそうです。



園内通用券(院内通貨)

入所者の逃亡防止のため、お金の代わりにその療養所だけで通用する通貨を発行していました。